

6 月議会一般質問議事録抜粋

20 番議員 大塚 正俊



みなさん、こんにちは。3 期目の当選を果たすことができました、新生市民クラブの大塚正俊です。安全・安心なまちづくり、そして住んでよかったなあと実感できる中津市を創るため頑張っています。

1. 災害に強いまちづくりに向けて

平成 25 年 12 月公布・施行された「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」の前文では、南海トラフ地震や首都直下地震等の大規模自然災害等の脅威に触れた上で、「今すぐにでも発生し得る大規模自然災害等に備えて早急に事前防災及び減災に係る施策を進めるためには、大規模自然災害等に対する脆弱性を評価し、優先順位を定め、事前に的確な施策を実施して大規模自然災害等に強い国土及び地域を作るとともに、自らの生命及び生活を守ることができるよう地域住民の力を向上させることが必要である。」としています。国においては、この基本法に基づき、国土強靱化に係る国の他の計画等の指針となる「国土強靱化基本計画」（以下「基本計画」という。）を平成 26 年 6 月に策定し、関係する国の計画等の必要な見直しを進めることにより国土強靱化に関する施策を推進し、強靱な国づくりを計画的に進めていくとしています。このことを受けて、大分県においても、「大分県地域強靱化計画」を平成 27 年 11 月に策定しています。

中津市においても、今後 30 年以内の発生確率が 70%程度とされている南海トラフを震源とする海溝型地震や平成 28 年熊本地震のような内陸の活断層で発生する地震、これまで経験したことのない集中豪雨、近年、大型化する台風などによる被害が危惧される中、基本法の理念に基づき、平時から事前の備えを行っておくことが重要です。そこで、大規模自然災害に対して、市民の生命や財産を守り、地域・経済社会への致命的な被害を回避し、迅速な復旧復興に資する強靱な地域づくり（以下「地域強靱化」という。）を計画的に推進する必要があると考えています。

最初に、中津市の抱える防災上のいくつかの課題について執行部の考え方を質していきたいと思います。

(1) 内水ハザードマップから見てきた雨水排水対策

本年 2 月に作成し、5 月に配布された中津市公共下水道事業計画区域内における内水ハザードマップについて伺います。

この内水ハザードマップは、公共下水道事業計画区域内で排水路や道路側溝の排水能力を上回るような降雨が発生し、排水できなくなるときに発生する浸水（内水による浸水）を対象としています。

① 最初に、浸水シミュレーションを行う前提条件として、5 時間 20 分で総雨量を 167mm と低く設定した理由について伺います。

【答弁；排水対策課】

総雨量 167mm と設定した理由ですが、今回の解析では下水道の計画雨水量でシミュレーションするのではなく、過去の実績として、中津市近郊で最大に降った平成 24 年 7 月 3 日耶馬溪観測所で観測した時間最大 100mm/h r の降雨波形を採用してハザードマップを作成しました。本マップは、このような降雨が今後起った際に、避難等の参考としていただきたく作成したものでございます。

- ② 昨年 7 月の西日本豪雨災害では、中津市でも 7 月 6 日午後⑤時までの 1 時間に最大時間雨量 27.5mm、午後 2 時から 7 時までの 5 時間累計雨量が 100mm でした。最近の豪雨災害では、5 時間累計雨量 300mm 以上の事例はいくつもあります。この程度の雨量でも、これだけの浸水被害が発生すると理解すべきなんでしょうか？

【答弁；排水対策課】

昨年の 7 月豪雨では、1 時間に 27.5mm とさほど大きい雨ではありませんでしたが、外水の水位が上昇し、樋門等が閉じた状態のなかで、19 時間累積で 190mm の雨が降ったため、浸水被害が発生したと思われまます。

よって、外水位等の悪条件が重なれば、浸水する可能性があります。

- ③ 内水ハザードマップの中で、海岸部の閘無、新大塚、米山、東大新田エリアには、浸水エリアが広がっており、排水ポンプの能力不足と考えるが如何か。

【答弁；排水対策課】

排水ポンプの能力不足ではとのご質問ですが、現在、常設ポンプ及び仮設ポンプで対応を行っているところでございますが、下水道雨水計画としての排水能力にはなっていません。

- ④ 次に、小楠小学校周辺、沖代公民館・沖代小学校・鶴居小学校エリア、県の総合庁舎・沖代幼稚園エリア、豊田校区に浸水エリアが広がっているが、雨水幹線の未整備によるものとするが如何か。

【答弁；排水対策課】

雨水幹線の未整備により浸水する箇所はあると思いますが、本内水ハザードマップでは時間最大 100mm/h r として、下水道雨水計画である時間最大 52.7mm/h r を大きく上回る降雨でのシミュレーション結果でありますので、仮に整備が完了したとしても浸水被害が想定されます。

- ⑤ 昨年 9 月の私の一般質問で、「公共下水道事業計画区域について、平成 26 年から平成 29 年度において、下水道雨水基本構想の見直しを行い、浸水シミュレーションの実施により求められる効果的な対策案をもとに、今後、下水道事業全体の事業費等を考慮して計画的に雨水幹線等の整備を行いたい」旨の答弁をいただきました。すでに、対策案は出

来上がっているのか伺います。

【答弁；排水対策課】

整備計画につきましては、下水道事業認可変更後の令和2年度より、下水道全体事業費等も考慮しながら、計画的に整備を進めていきたいと考えています。

具体的には、今年度は中津市公共下水道の雨水基本構想の検討結果を基にしまして、重点対策地区に指定しています3地区、角木・新大塚地区、小楠・一ツ松地区、中央町・沖代地区より、事業効率の高いポンプ施設や雨水幹線の現地調査等を行ない、事業実施に向けた詳細な雨水整備計画の策定を致しまして、来年度より整備に着手していく予定です。

事業箇所や事業年度などの整備計画につきましては、国の補助金の予算配分に伴う事業費の確保や事業の進捗状況などにより、現時点では明確にお示しすることは困難であります、局所的な整備を含め基本的には雨水幹線の下流側から整備を進めていくことになると思います。

⑥ 次に、公共下水道区域以外の内水ハザードマップの作成状況について伺います。

【答弁；防災危機管理課】

公共下水道区域以外の浸水想定区域については、本年度において作成を進めております、「防災マップ」に記載予定です。なお、配布時期については、今年度末頃を予定しています。

⑦ 内水による浸水は、下水道区域に限らず、市内のどの場所でも発生しうるし、旧下毛地域における山国川の河川改修で、堤防が高くなった場所では、従前より浸水高が高くなると想定されます。早期に下水道区域以外についても内水による浸水被害が想定される場所については、ポンプ等の施設整備を検討すべきと考えるが如何か。

【答弁；防災危機管理課】

旧下毛地域における浸水想定区域にも、仮設排水ポンプの設置を進めており、現在、本耶馬溪町青地区、多志田地区及び耶馬溪町平田地区の3箇所に設置しています。他の地域についても状況を注視してまいります。

(2) 浸水想定を考慮した避難所のあり方

平成30年9月議会において、「誰もが安心・安全に過ごすことができる避難所の拡充と機能の充実を求める決議」を行い、執行部へ提出しています。

その1項目に、「避難所として指定されている避難所の安全性の確認と不適な避難所の見直しを早急を実施すること」を求めています。

先ほどの浸水ハザードマップにおいても、避難所や避難ルートが浸水想定区域に入っている箇所が数か所見受けられます。また、国土交通省の山国川水系洪水浸水想定区域図（想定最大規模）では、山国川沿いの区域や旧中津市の大井手水系（沖代平野）、小祝地区では、0.3m以上5m未満の浸水想定区域内に入っています。

① そこで、避難所として指定されている避難所の安全性の確認と不適な避難所の見直しの

状況について伺います。

【答弁；防災危機管理課】

国土交通省が作成した山国川水系洪水浸水想定区域図は、山国川の堤防が破堤した場合の想定域となっており、南部・北部・豊田・沖代をはじめ、小楠・鶴居校区の一部についても浸水する想定となっております。

耐震性のようにある程度の安全性が確認できればよいのですが、水害の規模により浸水高が異なり、想定を上回る可能性もあることから浸水に対する避難所の安全性については、判断が難しいところです。

また、中津地域の避難所の見直しにつきましても、検討を行っていますが、適当な公共施設が存在しないのが現状です。

災害時には、まず自分の身を守る行動をとることが原則です。

洪水時に一時的に避難する場所として、協定を締結している施設が旧中津市内において14施設あり、南部校区では、「サーパス中津城内」、北部校区では、「ゆめタウン中津店」ほか2施設、豊田校区では、「グランプラザ中津ホテル」ほか5施設、小楠校区では、大分県立工科短期大学校、和田校区では、「ダイハツ九州」、沖代校区では、「大分県中津総合庁舎」ほか1施設となっております。

現時点では、このように協定を締結している施設や身の回りにある学校など高層階のある施設などで命を守り、その後安全と思われる避難所へ避難するといった行動や早期に安全な場所にある施設に避難することが重要と考えます。

引き続き、高層階の施設などについての協定締結に向けた協議や、災害規模等に応じた適切な避難所の開設や誘導など、自主防災組織や防災士などと協力し、自助、共助、公助の取組を進めていきたいと思っております。

- ② 豪雨時の避難については、これまで公民館等への水平避難が中心でした。しかし、避難所の収容人数に限界がある、避難所までの移動が困難なケース等を考慮して、家屋の流出予定区域を除いて、垂直避難も選択肢の一つにすべきと考えますが如何ですか。

【答弁；防災危機管理課】

「避難勧告等に関するガイドライン」に、屋内に留まり、屋内の2階以上の安全を確保できる高さに移動する「垂直避難」も避難行動の一つとして位置付けられており、避難所までの移動が困難な場における対応の一つであると考えます。

ただし、これは緊急的な対応であり、早目の避難による安全確保が重要であると考えます。

- ③ 最近、浸水する恐れのある沖代平野等に、平屋建ての一般住宅が増えてきています。浸水被害を想定した垂直避難の誘導も視野にいれるのであれば、市民の財産と生命を守るため、沖代平野等のエリアについて、2階建て建物の誘導又は建築制限等による2階建ての義務化等の措置を検討するべきと考えますが如何ですか。

【答弁；建築指導課】

先程の答弁にありましたとおり、「垂直避難」は緊急的な対応であり、早目の避難による安全確保が重要であるとされているところです。

大井手出水系エリアには様々な建築物が多く立ち並んでおります。

このようななか、個人の所有財産である建築物に対して、建築階数の制限等を行う際は、市民との合意が形成されることが重要であると考えます。

よって、2階建て建物の誘導又は建築制限等による2階建ての義務化等の措置につきましては、現状としては難しいと考えています。

- ④ 2階建て建物の誘導、義務化は難しいとのことですが、まずは公共施設や市が補助金を交付する介護施設、保育所等の福祉施設等から2階建てにしていく必要があると思えますが如何ですか。また、建築確認申請前に実施する敷地調査の項目に、防災危機管理課にて浸水深さの調査を追加することはできないか伺います。

【答弁；防災危機管理課】

まず、浸水想定区域内に建設する公共施設や福祉施設に対する2階建ての推進ですが、公共施設につきましては、計画段階において、想定されるリスクに応じて担当課において、十分な検討がなされるものと考えます。また、市が補助金を交付する福祉施設等につきましては、必ずしも2階建てが好ましくない場合もあり、リスク管理も含め、事業者の個別の判断に基づき計画されるものと考えます。

次に、建築確認申請前に行う敷地調査項目への浸水想定水位の追加についてですが、敷地調査の時点では、すでに建築計画がほぼ確定している段階にあり、項目追加による建築計画の変更は困難と考えます。そこで、既に配布しております防災マップや内水ハザードマップによる、建築予定地における想定されるリスクの事前確認が重要であると考えます。

- ⑤ これまで、公民館、小中学校等を避難場所として指定していますが、豪雨災害時の避難場所として必ずしも適地とはなり得ていないのが現状です。

そこで、豪雨災害時に避難所となりうる安全な公共施設のない校区には、避難所機能を持った防災センターと地域福祉の拠点となるコミュニティーセンター機能を持った複合施設を建設していく必要があるのではないかと考えるが如何か。

【答弁；防災危機管理課】

災害の規模によっては、校区内の避難所が必ずしも安全な場所とはいえない場合もあります。

先程述べました、「垂直避難」や上階のある他の施設等に一時的に避難をしたうえで、移動が可能になった時点で他の安全な避難所等へ移動するなどの柔軟な対応が必要です。

どの方向へ避難すれば安全か、避難の途中に危険な場所の有無等についての事前確認が、より安全な避難行動に不可欠と考えますので、今後も周知に努めてまいります。

(3) 避難所機能の拡充

- ① また、決議の3項目に「避難所となる小中学校等の体育館、公民館等に電話回線、テレ

ビ回線、トイレの洋式化、エアコンの設置、スロープの設置、受水槽に蛇口の設置、非常食、簡易トイレ・ベット等の備蓄を行うこと」と決議しているが、その進捗状況について伺います。

【答弁；防災危機管理課】

小中学校の体育館等につきましては、整備事業費等の関係で早急な対応は困難ですので、関係課等と協議を行い、出来るところから整備を進めているところです。

具体的な事例としましては、テレビ、告知放送等の整備を行って参りましたし、土砂災害ハザードマップの作成のために行った、ワークショップの中で、避難所の改修等が必要となり、新たにエアコンやスロープ設置等を一部避難所で行っております。

今後につきましても、関係各課と整備方法等を協議し、可能な整備から進めてまいります。

- ② 全市的に、和式トイレの洋式化を推進している中で、避難所として指定している21カ所の公民館・コミュニティーセンター・交流センターのトイレの洋式化工事の進捗状況と今後の進め方について伺います。

【答弁；教育総務課】

公民館等のトイレ洋式化の現状についてですが、洋式化完了済みの施設は、14施設となっております。

その他、南部公民館、本耶馬溪公民館、東谷地区公民館、西谷地区公民館、城井地区公民館、耶馬溪公民館サニーホール、津民地区公民館の7施設については、トイレの一部が洋式化となっております。

なお、和式のみ施設はありません。

これまでも公民館等のトイレについては、洋式化改修を進めてきており、未改修トイレについては今後も順次整備していくこととしています。

- ③ また、旧下毛地域における地区公民館の電話回線の設置、ケーブルネット接続工事、分担金と使用料の免除について、昨年9月議会では、「土砂災害ハザードマップのワークショップの中で、避難所見直しの必要性等も出ているため、避難所機能の充実についても関係課と協議していきたい」旨の答弁をいただいておりますが、電話回線、ケーブルネットへの接続等の検討状況はどうなっているのか伺います。

【答弁；防災危機管理課】

地区公民館の避難所機能の充実についてですが、最初に開設する一次避難所については全て、電話回線やケーブルテレビを設置済みです。なお、土砂災害警戒区域内にある2次避難所については、現在、地域の皆さんと協議するなか見直しを行っております。大分県による警戒区域の指定が終わるまでは設置が必要な避難所が確定しないため、大分県の事業の進捗を踏まえて、対応して行きたいと思っております。

(4) 災害時要支援者台帳の活用

災害時要支援者対策として、平成 25 年の災害対策基本法の改正において、避難行動要支援者名簿を活用した実効性のある避難支援がなされるよう以下の 3 点が定められました。

- ・避難行動要支援者名簿の作成を市町村に義務付けるとともに、その作成に際し必要な個人情報を利用できること
- ・避難行動要支援者本人からの同意を得て、平常時から消防機関や民生委員等の避難支援等関係者に情報提供すること
- ・現に災害が発生、または発生のおそれが生じた場合には、本人の同意の有無に関わらず、名簿情報を避難支援等関係者その他の者に提供できることなどが定められた。

① そこで、今年度災害時要支援者台帳のデータベース化の作業が進められていると思いますが、その進捗状況と避難支援等関係者に情報提供できる時期について伺います。

【答弁；社会福祉課】

現在、運用しているシステムの台帳は、民生児童委員が作成した台帳を中津市社会福祉協議会が管理するシステムにデータ入力した台帳です。民生委員からの情報により適宜更新のほか、年 1 回、市の住民基本台帳システムから抽出したデータを基に更新が行われています。

これに替え、新たに導入する避難行動要支援者台帳システムは、市の住民基本台帳及び介護、障害者システムと連携し、随時、要支援者の情報の更新が可能になります。このシステムの導入のため、現在、情報処理作業を進めており、運用開始時期については今年度中と考えておりますが、出来るだけ早期に運用開始できるよう作業を進めております。

② 次に、避難行動要支援者名簿に掲載する対象者の範囲、対象人数、人口割合と避難支援等関係者の範囲について伺います。

【答弁；社会福祉課】

新システムに登録する要支援対象者については、現システムに福祉台帳として登録している約 13,400 人分のデータを移行する予定ですが、そのうち、災害時に支援が必要な「避難行動要支援者」として登録する対象者は、介護基準該当者（例えば要介護者 3 以上、ねたきり、認知症等）、障害基準該当者（身体障害者は、身体障害者手帳 1 級、2 級、知的障害は療育手帳 A 1、A 2、精神障害者は精神障害者保健福祉手帳 1 級）の該当者約 3,200 人（※R1.5 月時点）等を予定しており、人口割合としては約 4 パーセント（3.8%）になります。避難支援関係者については、消防機関、警察、民生委員、社会福祉協議会、自主防災組織等避難支援の実施に携わる関係者を予定しております。

③ 災害時要支援者対象者として「中津市災害時要支援者避難支援計画」3号「高齢者等、障がい者に準ずるもので、災害時の避難支援を希望する者のうち、市長が必要と認めるもの」の範囲と希望者の募集時期は

【答弁；社会福祉課】

先ほど答弁した対象者に準じた程度の方や妊産婦、旅行者、外国人等が対象範囲として考

えられます。募集を行うのではなく、民生委員などからの情報により、対象者の生活環境や心身の障害等の状況を総合的に勘案して判断したいと考えております。

- ④ 「希望者の募集は行わず、民生委員などからの情報により判断する」とのことですが、大塚町・新大塚町を担当する民生委員は、1253世帯2,667人を受け持っています。避難行動要支援者の割合（3.8%）からすると約100人もの対象者を抱えることとなります。今回の切り替えで民生委員の配置基準の見直しを考えているのか。また、災害時の避難支援を希望する者を民生委員などが掌握できると考えているのか。

【答弁；社会福祉課】

民生委員の配置基準につきましては、厚生労働省の基準を基にした県条例により定数が定められていることから、増員することは困難です。また、災害時に不安がある人や要支援者台帳に登録を希望する人の情報については、民生委員だけではなく、地域の見守り活動をする人や市の防災・福祉関係部署が連携して把握に努めたいと考えております。

- ⑤ 情報提供の本人の同意の有無に関わらず、名簿情報を避難支援等関係者その他の者に提供できることについて、具体的にどのタイミングで、どのように提供するのか。

【答弁；社会福祉課】

避難支援関係者への名簿情報の提供につきましては、災害対策基本法に基づき、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると認めるときは、避難支援等の実施に必要な限度で行うこととしています。

- ⑥ 災害発生の危機を迎えた時に、市から自治委員や自主防災組織に名簿情報を配布することが現実的に出来ますか。事前の対応が必要と考えるが如何か。

【答弁；社会福祉課】

事前（平常時）の名簿情報の提供については、個人情報保護の観点から慎重に検討する必要がありますが、実務的にどの段階で提供すべきかについては、今後、整理すべき課題と考えております。

（5）災害時要支援者個別支援計画の策定

中津市地域防災計画の「地域における要配慮者対策」の中で、「民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自治会等との協働により避難行動に支援を要する避難行動要支援者の情報を収集し、一人ひとりの避難計画である避難支援プランを策定するとともに、・・・」と規定されています。

- ① そこで、現段階における避難行動要支援者の避難支援プラン（個別支援計画）の策定状況について伺います。

【答弁；社会福祉課】

避難支援プラン（個別支援計画）につきましては、新システムの運用開始後、対象者の条件等を精査した後、自主防災組織等と協働で計画の作成に着手したいと考えております。

② 現状の支援プラン策定の流れとこの避難支援プラン策定が進んでいない理由について伺います。

【答弁；社会福祉課】

避難支援プラン（個別支援計画）につきましては、これまで障害者の施設職員等と2ヶ月に1度協議を行う「相談支援部会」の中で話し合いを行ってきました。支援プランの作成は、障がい者だけでなく、高齢者等も含まれるため、新システム運用開始後に作成を進める予定としております。市としましても、いつ起こるかかわからない大規模災害に備え、できるだけ早期に作成するべきと考えており、現在、事業の進め方についての確認作業をしております。

③ 「個別支援計画」は、作成を自治会や自主防災組織に委ねているから進まないと考えます。全国的に、地震などが起きた際、高齢者や障害者がどう避難するかを定める「災害時ケアプラン」を、ケアマネジャーや相談支援専門員が平常時のサービス等利用計画（介護保険、障害福祉サービス）を作成する際に、一緒に作成する動きが広まっています。本人をよく知る福祉の専門職が仲介役となり、当事者や地域住民と話し合って作成を推進しています。別府市と兵庫県は19年度から、ケアマネジャー等への報酬の上乗せや経費に予算を充てる。としています。

そこで、中津市において個別支援計画の作成を迅速かつスムーズに行うため、このような取り組みができないか伺います。

【答弁；社会福祉課】

災害時の対応についてケアマネジャーが作成するという計画は現時点では、ありませんが、個別支援計画の作成については、地域の民生委員や防災組織、ケアマネジャー等の協力が不可欠と考えております。今後の計画の作成をスムーズに行うため、地域の情報や福祉の専門知識を有する様々な方のご理解と協力を頂きながら事業を進めたいと考えております。

（まとめ）平成25年の災害対策基本法の改正によって義務化された避難行動要支援者名簿の作成、同年策定されたガイドラインで必要とされた個別支援計画がいまだに策定されていないのは問題です。障害者差別解消法にもとづき障害のある人に対しての合理的配慮が求められる中、ケアマネジャーや相談支援専門員等を活用した別府市や兵庫県の成功事例を参考に、早期の策定を強く求めます。

（6）国土強靱化地域計画の策定

大分県は、平成27年11月、大分市は九州内の市町村では初めてこの地域計画を作成し、現在、佐伯市、豊後大野市が策定中となっています。今年3月には全ての都道府県で計画が

出来上がりました。

地方公共団体が策定する国土強靱化地域計画に基づき実施される取組みに対しては、「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」等により新設された補助金や既存の交付金等における対象事業の追加等による財政支援も受けられます。

①そこで、大規模自然災害に対して、市民の生命や財産を守り、地域・経済社会への致命的な被害を回避し、迅速な復旧復興に資する強靱な地域づくりを計画的に推進するために、「国土強靱化地域計画」を早急に策定する必要があると考えますが如何ですか。

【答弁；防災危機管理課】

国土強靱化計画の策定の必要性については十分認識しており、度重なる災害の発生と本年2月に開催された、県下の市町村担当者を対象とした国土強靱化計画出前講座により、改めて早期策定の必要性を強く感じたところであります。

これまで中津市では、国土強靱化の取り組みとして、ため池や橋梁の耐震化などについて、国や県の補助事業を活用しながら、総合計画に沿って災害リスクの回避に向けた整備を進めてまいりました。

また、計画策定に向けた取組みとしましては、説明会への参加や策定済みの他市への聞き取り調査などによる情報収集及び研究を行ってまいりました。

今後は、策定体制の整備と策定業務の具体的な進め方や、様々なリスクの特定・分析方法等についての情報収集及び研究を加速し、国や県の支援・助言を頂きながら、早期策定に向けて前向きに取り組んでまいります。

2. 健康寿命延伸に向けて

健康寿命は、健康上の問題で日常生活が制限されずに行動できる期間をいいます。

厚生労働省の平成30年「健康日本21推進専門員会」資料によると、健康寿命は男性72.14歳、女性74.79歳、平均寿命と健康寿命との差は、男性8.84年、女性12.35年となっています。

この期間は、日常生活に制限のある不健康な期間を意味します。

厚生労働省「平成28年国民生活基礎調査」によると、介護が必要となった主な原因は、認知症18.0%、脳血管疾患（脳卒中）16.6%、高齢による衰弱13.3%、骨折・転倒12.1%、関節疾患10.2%、心疾患（心臓病）4.6%となっています。

このように要介護・要支援の原因は、脳の機能の低下や運動機能の低下によるもので、これらの機能の維持を適切にできれば、健康寿命を延ばすことが可能です。

具体的には、適度に運動する習慣を身に付けること。脳の機能低下に関しては、脳を活性化することが大切です。

（1）脳や運動機能の維持

①先進地視察等に行くと、65歳以上の方の体育施設の利用や文化・生涯学習・観光・宿泊・入浴施設等の利用・入館に対する使用料等の減額又は免除の措置を講じている自治体がありますが、中津市の実態について伺います。

【答弁；介護・長寿課】

65 歳以上の方の利用に対する料金の減免、いわゆる「高齢者割引制度」といいますか、この制度を条例及び施行規則で明文化しているのは 1 施設、福澤記念館です。

その他、高齢者個人に限らず、団体等が利用する場合には、その活動内容によっては減免規定の適用により料金等の割引を実施している施設もいくつかございます。

②現在、健康・体力づくりにとどまらず、生きがいや仲間づくりにつながるグラウンドゴルフの競技人口が増加しています。旧中津市内では、都市公園などを利用して無料でプレイできますが、都市公園の無い旧下毛地域では体育施設を利用するため、使用料が必要となります。この格差是正について伺います。

【答弁；体育・給食課】

現在旧下毛地区のグラウンドゴルフを利用できる施設としては、三光総合運動公園や耶馬溪運動場、コロナ運動公園と言った体育施設や小学校の校庭、公民館のグラウンド等となっており、ご指摘のように利用施設によっては使用料が必要となっております。

特定の競技に使用料を免除、考慮することは困難と考えますので、利用団体のニーズを踏まえ、各支所と連携し、公有地の空きスペースや廃校となった学校の利活用など、無料でグラウンドゴルフを利用できる場所の確保に努めてまいります。

④日本グラウンドゴルフ協会では、平成 27 年度に医師等によるグラウンドゴルフ愛好者と一般の方の身体特性や移動機能などの健康調査を実施しました。この調査により、生涯を通じてグラウンドゴルフを楽しむことによって、ロコモティブシンドロームの予防や転倒の予防に繋がる可能性が高いことが明らかになりました。これらの結果からグラウンドゴルフを日常的に行うことにより、運動器が鍛えられ、心の健康も維持され“健康寿命の延伸”に繋がることが期待されます。としています。

現在、介護予防事業で元気いきいき週一体操の支援を行っていますが、介護予防として 65 歳以上の方の体育施設の利用や文化施設等の利用、入館に対する使用料等の減額又は免除の措置はできないか伺います。

【答弁；介護・長寿課】

65 歳以上の高齢者が体育施設や文化施設等を利用する際における使用料等の減額又は免除についてのご提起ですが、公共施設の維持、管理運営のコストに対する受益者負担の原則は維持していく必要があるものと考えています。

今後も週一体操教室の開設等、介護予防及び健康維持施策を推進し、健康寿命の延伸につなげられるよう取り組んでいきたいと思っております。

⑤健康寿命延伸につながる施策として、元気いきいき週一体操教室以外の介護予防及び健康維持施策とは具体的に何を実施、検討しているのか。

【答弁；介護・長寿課】

介護予防及び健康維持の具体的な施策といたしましては、各サロンが年に1回は介護予防の健康教室を受けられるように、歯科衛生士・管理栄養士・理学療法士等を派遣しており、また、地域包括支援センターには随時、サロンや老人クラブでの健康教室を開催しております。また、老人クラブへの支援や高齢者サポーター事業を行うことで、高齢者の外出の機会を増やし、生きがいづくりや社会参加に繋げることも推進しております。

その他、本庁での月1回の管理栄養士や保健師による健康相談の実施や「運動で健康づくり推進協議会」や「食生活改善推進協議会」での独自の健康教室の開催などにより健康寿命の延伸に向けた環境づくりに取り組んでおります。

- ⑥ 公共施設の維持、管理の運営のコストに対する受益者負担の原則は維持していく必要があるとのことですが、今議会に「障害者の利用に係る公の施設の使用料等の減免に関する条例」が上程されています。その目的は、障害者等の経済的負担の軽減及び自立の促進を図り、障害者の福祉の増進に資することとしています。障害者の割引制度との矛盾はどのように市民に説明するのか。また、年金だけで生活している高齢者の方もおられる中で、高齢者の福祉の増進の視点に立った検討が必要ではないか。

【答弁；介護・長寿課】

議員ご指摘の「中津市障害者の利用に係る公の施設の使用料等の減免に関する条例」による障害者を対象とした減免に関しては、障害者基本法第24条において、「地方公共団体は障害者等の経済的負担の軽減を図り、自立の促進を図るため、公共的施設の利用料等の減免措置を講じなければならない」と定められていることから、

その主旨を具現化するため、今回、条例案のご審議をお願いしているところです。

高齢者につきましては、なかつ安心・元気・未来プラン2017で、高齢者の活躍の場づくりを掲げており、その基本方針として、『地域社会の中で積極的な役割を果たすことで、生きがいにつながるような社会づくりが重要』であり、『高齢者の自発的な活動を促し、高齢者の就労や社会活動への参加意識の高揚につながるよう支援する』としています。

公民館活動、老人クラブ、シルバー人材センター、高齢者サポーター事業、有償サービス等への支援が高齢者の社会活動への参加意識の高揚につながり、高齢者福祉の増進、ひいては議員が今回質問としてあげられている「健康寿命の延伸」につながるものと考えております。